

# 食品の 安全・品質と 表示を考える

## 機能的表示食品について

食品の安全性や品質を科学的な視点で解説し、食品表示の見方や課題、「食品表示法」などを紹介します。

板倉 ゆか子 Itakura Yukako 消費生活アナリスト  
元国民生活センター商品テスト部調査役。放送大学非常勤講師、公益社団法人全国消費生活相談員協会関東支部食の研究会顧問。

食品表示法の食品表示基準において、食品に機能が表示できるものとして、特定保健用食品、栄養機能食品に加えて新設されたのが、機能的表示食品\*1です(図)。

### 機能的表示食品制度ができるまで

「機能的」とは、一般には機械等の作用や働きを指します。1980年代、食品の持つ栄養機能(第一次機能)、味などの感覚機能(第二次機能)に加えて体調調節など生理作用に関する機能を第三次機能とする概念が生まれ、食品の第三次機能を「機能的」と称すようになりました。その後、食品の機能的に関する研究や開発が進み、機能的をうたう食品の市場は広がっていきました。

食品の機能的を強調し過ぎると、消費者が医薬品と勘違いしてしまったり、食品だから安全だと過信して不適切に利用し、病気の予防や治療に悪影響を及ぼすことがあるので、以前は薬事法\*2で生理作用に関する機能的の表示は厳し

く制限されていました。しかし、生理効果を期待させる商品は消費者の関心も高く、関連企業に大きな利益をもたらします。商品をより自由に販売できる環境を整えようとする業界等の働きかけもあり、2001年には、厚生労働省のもとで、安全性や有効性に関する基準等を満たした食品に機能が表示できる保健機能食品制度が設けられました\*3。その後、2009年9月に食品表示等の業務が厚生労働省から消費者庁へ移管され、2015年4月に食品表示法が施行された際、現政権の規制改革の1つとして機能的表示食品制度が導入されました。

### 制度の詳細

この制度は、事業者が科学的根拠について評価を行って、消費者庁に届出し、消費者庁が定めた機能的表示食品制度のガイドライン\*4や届出様式等の一定の要件がそろえば、容器包装に「機能的表示食品」と「届出番号」等を記載したうえで、事業者の責任で機能的について「本品には〇〇の成分が含まれるので、〇〇の機能有ります」などの表示を付した製品が、届出受理から60日後には

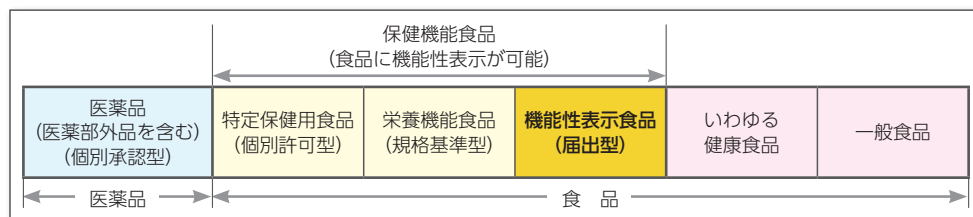


図 機能的表示食品の位置づけ

\*1 「機能的表示食品」って何?」(消費者庁)  
<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1442.pdf>

\*2 現在は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(略称 医薬品医療機器等法、薬機法)」

\*3 「現行の食品の機能的表示制度及び規制改革の経緯」(消費者庁)  
[http://www.caa.go.jp/foods/pdf/siryu\\_2\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/siryu_2_1.pdf)

\*4 「機能的表示食品の届出等に関するガイドライン」(消費者庁)  
[http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150330\\_guideline.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150330_guideline.pdf)



販売可能となるものです。対象はサプリメント形状の加工食品から生鮮食品まで食品全般ですが、アルコール飲料や成分の過剰な摂取が健康保持に影響を与える可能性のある食品は対象になりません。2015年4月から消費者庁は届出を受け付けており、その数は2016年1月末で既に200件を超え、生鮮食品も3件の届出があります\*5。また、届出内容については、消費者庁のサイトで公表されています\*5。なお、機能性表示食品は、病気に罹患<sup>りかん</sup>していない者を対象に開発した食品とされており、未成年、妊産婦(妊娠を計画している者を含む)および授乳婦は対象から除かれています。

## 問題点と課題

機能性をうたう食品は、以前から健康被害や販売方法などさまざまな問題点があり、消費生活センター等への相談の多い商品です。

機能性表示食品制度の導入によって、問題のある食品が淘汰<sup>とうた</sup>され、業界の健全化が図られ、医療費の削減にも貢献するとの主張が食品の機能性分野の研究者や企業等にある一方で、消費者団体等には不信感が広がっています\*6。

実際、消費者団体等が、届出があった機能性表示食品を独自にチェックした際、安全性や機能性、表示等についてガイドライン\*4のレベルに達していないとみられるものが含まれていました。また、特定保健用食品としては成分の安全性が評価できないと却下された食品で機能性表示食品の届出が受理されたものもあります。

しかも、機能性の程度については、根拠になる文献がどの程度の有効性を裏付けるのかは専門知識がないと判断できません。また、「消費者庁による個別審査を受けたものではない旨」の表示をしなければならぬことでも分かるよう

に、論文に書かれた関与成分と製品中の成分が同等で同じ機能を発揮できるものかどうかは、企業の品質管理等のレベルを見抜けなければ信頼に値するかが分かりません。国で許可している特定保健用食品でさえ、その作用は非常に限定的です。ところが、その広告には実際以上に効果を期待させるとの指摘がある商品が見られますので、消費者が機能性表示食品を適切に選択、活用し、医療費の削減に寄与できるとは到底思えません。

機能性をうたう食品の利用を考える際には、内閣府食品安全委員会が12月に出した「『健康食品』についての19のメッセージ」(表)の内容を十分把握し、毎日の生活に役立てて頂きたいと思っています。

- ①「食品」でも安全とは限りません。
- ②「食品」だからたくさん摂っても大丈夫と考えてはいけません。
- ③同じ食品や食品成分を長く続けて摂った場合の安全性は正確にはわかっていません。
- ④「健康食品」として販売されているからといって安全ということではありません。
- ⑤「天然」「自然」「ナチュラル」などのうたい文句は安全を連想させますが、科学的には「安全」を意味するものではありません。
- ⑥「健康食品」として販売されている「無承認無許可医薬品」に注意してください。
- ⑦通常の食品と異なる形態の「健康食品」に注意してください。
- ⑧ビタミンやミネラルのサプリメントによる過剰摂取のリスクに注意してください。
- ⑨「健康食品」は、医薬品並みの品質管理がなされているものではありません。
- ⑩「健康食品」は、多くの場合が「健康な成人」を対象にしています。高齢者、子ども、妊婦、病気の人が「健康食品」を摂ることは注意が必要です。
- ⑪病気の人が摂るとかえって病状を悪化させる「健康食品」があります。
- ⑫治療のため医薬品を服用している場合は「健康食品」を併せて摂ることについて医師・薬剤師のアドバイスを受けてください。
- ⑬「健康食品」は薬の代わりにはならないので医薬品の服用を止めてはいけません。
- ⑭ダイエットや筋力増強効果を期待させる食品には、特に注意してください。
- ⑮「健康寿命の延伸(元気で長生き)」の効果を実証されている食品はありません。
- ⑯知っていると思っている健康情報は、本当に(科学的に)正しいのですか。情報が確かなものかを見極めて、摂るかどうか判断してください。
- ⑰「健康食品」を摂るかどうかの選択は「わからない中での選択」です。
- ⑱摂る際には、何を、いつ、どのくらい摂ったかと、効果や体調の変化を記録してください。
- ⑲「健康食品」を摂っていて体調が悪くなったときには、まずは摂るのを中止し、因果関係を考えてください。

表 「健康食品」についての19のメッセージ

※「いわゆる『健康食品』に関するメッセージ」(食品安全委員会より抜粋)

\*5 「機能性表示食品に関する情報」内の「機能性表示食品の届出情報」(消費者庁)<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

\*6 参考：全国消費者団体連絡会  
<http://www.shodanren.gr.jp/database/312.htm>

日本弁護士連合会  
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150509.html>